

令和5年5月11日

介護保険事業者各位

島原地域広域市町村圏組合介護保険課

福祉用具貸与の取扱いについて

標記の件について、本組合では福祉用具貸与の適正な介護保険給付となるよう、給付可否の判断基準を下記のとおりとします。

なお、他保険者の利用者につきましては、各保険者にご確認ください。

記

・給付の可否の判断は、テクノエイド協会「TAIS(福祉用具情報システム)」において、「貸与」マークが表示されているかを基準とします。

※厚生労働省「福祉用具の平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧」に含まれていても、「貸与」マークが表示されていなければ給付対象とはいたしません。

お問い合わせ先
〒859-1492 島原市有明町大三東戊1327番地
島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 給付係
電話 0957-61-1104